

令和2年10月

## 令状事務に関する留意事項(担当裁判官へ)

### 第1 忘れない！

特に夜間・休日令状について当番を失念するケースがある。

自分が忘れないための工夫を

部内における相互確認方法の確認を

### 第2 コミュニケーションは肝心！

夜間・休日令状は一期一会

執務開始の時刻に担当書記官・事務官と顔を合わせてミーティングを

### 第3 知識・経験は常にアップデート！

令状事務に関する法令・事務取扱方法はめまぐるしく変貌している

最新の法令・事務取扱を確認

勾留・勾留延長については「勾留ノウハウ」参照（日直裁判官執務室備付け）

### 第4 内容確認は裁判官の責任！

特に夜間・休日令状の担当書記官は形式面のチェックに徹している

書記官が何をチェックしているのかを知る

一般令状のチェックには「令状事務処理の手引（四訂版）」参照

（宿直・日直裁判官執務室備付け）

### 第5 困った時は・・・

刑事6部 田邊まで（宿日直裁判官の執務室に電話番号があります）